

令和4年1月14日変更

新型コロナウイルス感染症の 感染拡大回避に向けた取組等

【期間】 令和4年1月5日（水）から 当面の間

※検査の受検は、1/5から1/31まで

※イベントに係る要請は、11/25からの継続

【区域】 愛媛県全域

【根拠】 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）

令和4年1月14日変更内容：会食の注意に四国中央市を追加

要請内容（変更）

【県民・事業者の皆さんへの要請】

○会食の注意 法要請（特措法第24条第9項）（変更）

① 大人数、長時間を避けて（全県ルール）

（1テーブル4人まで、テーブル間隔は十分確保、移動なし）

※松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、（今回追加）四国中央市

◇認証店以外は、「4人以下で、概ね2時間以内」※ワクチン2回接種者も含めて対象

◇認証店は、「全県ルール」を適用

※同居家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りではない

② 感染リスクの高い行動のない人と（参加者の2週間以内の行動歴を確認）

県外往来や、来県者と接触のある方は、参加は極力控えて

※参加する場合は、無料検査所も活用し、陰性を確認した上で参加

③ 少しでも体調に異常があれば出席しない、させない

発熱だけでなく、鼻水やのどの痛み、倦怠感や消化器症状（下痢）など風邪症状のある方は、絶対に出席しない、させない

④ 認証店など、感染防止対策が徹底されている店を利用

※飲食店を選ぶ際のポイント：座席の間隔の確保、従業員のマスクの着用、消毒液の設置、特に換気がしっかりとされているか確認

⑤ 大声を出さない、羽目を外さない ※自宅等飲食店以外での会食も同様に注意

⑥ 参加者全員の連絡先を一元的に把握

要請内容（継続）

【県民の皆さんへの要請】

○ 県内行動（継続）

- 混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出自粛

法要請（特措法第24条第9項）

要請内容（継続）

【県民の皆さんへの要請】

○ 県外往来（継続）

➤ 県外との不要不急の出張・往来自粛

- ・ 感染リスクの高い行動を避け、感染回避行動を徹底
- ・ 県外への出張は、ウェブの活用などで代替
- ・ 帰県後2週間は体調管理に留意し、訪問先で感染リスクの高い行動をした方は、会食参加は自粛するなど、感染回避行動を徹底

法要請（特措法第24条第9項）

要請内容（継続）

【県民の皆さんへの要請】

○検査の受検（継続・1/5～1/31）

感染に不安を感じる無症状の方について、検査を受けていただくようお願いいたします。**法要請**（特措法第24条第9項）

【事業者の皆さんへの要請】

○業種別ガイドラインの遵守（継続）

法要請（特措法第24条第9項）

要請内容（継続）

【事業者の皆さんへの要請】

イベント等に係る法要請（特措法第24条第9項）

- 業種別ガイドラインの遵守（継続）
- イベント等の開催制限（継続）

| | 次の人数上限及び収容率を満たすこと | ただし、 感染防止安全計画を策定する場合 (5,000人超かつ収容率50%超) |
|------|--|--|
| 人数上限 | 5,000人又は収容定員50%以内の いずれか大きい方 | 収容定員まで |
| 収容率 | 大声なし 100%以内 大声あり 50%以内 <small>大声あり：大声（観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること）を積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベント</small> | 大声なし 100%以内 ※大声なしでの開催が前提条件 （県が感染防止安全計画を確認） |
| 条件 | <ul style="list-style-type: none"> ○「感染防止策チェックリスト」を作成し、公表（原則HP掲載やSNS等客観的に確認可能なかたちでの公表）するとともに、イベント終了日から1年間保管する ○問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、「イベント結果報告書」を県に提出する | <ul style="list-style-type: none"> ○「感染防止安全計画」を策定し、イベント開催2週間前までに県に提出する ○イベント終了後、1か月以内に「イベント結果報告書」を県に提出する（ただし、問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、直ちに提出する） |

✓ 主催者は、国の接触確認アプリ「COCOA」や「えひめコロナお知らせネット」の活用、または名簿作成等の追跡対策を徹底。